

困ったときは、ひとりで悩まず

# 互助組合相談センターへ！

## STEP ① まずは相談センターにお電話を。

経験豊富な相談員がお話を伺い、一緒に解決方法を考えます。  
相談内容については、秘密厳守いたします。  
電話相談のみとなります。原則、匿名で相談をすることができます。  
(例えば、相続、近所とのトラブル、人間関係など)

## STEP ② 実務が必要なケースは、専門委員を紹介。

相談内容により、専門家の手助けが必要な場合は、互助組合が委嘱する専門委員（弁護士、税理士及び臨床心理士）を紹介し、相談券を発行します。(互助組合で初回の相談料を負担します。1人1回まで。)

※相談券発行の際は、組合員確認のため、「組合員番号」が必要となります。  
2回目以降の相談、実務等に係る費用は、相談者負担となります。

### 法律相談

県東部・中部・西部  
各1名の弁護士に委嘱

### 税務相談

県内各地、29名の  
税理士に委嘱

### メンタルヘルス相談

県内各地、16名の  
臨床心理士に委嘱

## 互助組合相談センター

フリーダイヤル



携帯・PHS OK

# 0120-034-054

受付時間

月・水・金曜日（祝日を除く） 午後1時～午後5時

一般財団法人 静岡県教職員互助組合

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12

TEL:054-254-3626

FAX:054-254-3594